

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 奈良県

策定：令和5年8月24日

I 収益性向上対策

1 目的

<p>環太平洋パートナーシップ協定等の発効などの国際情勢を踏まえ、県内の水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。 このため、本県農業について、右記の各種の方針・計画と整合させつつ、産地の収益力向上に向けた効率的かつ高収益な生産出荷体制の整備を戦略的に実施する。 このため、県、市町村、地域農業再生協議会等の関係機関が一体となり、本事業に係る取組を総合的に推進する。</p>	<p>①奈良県農業振興地域整備基本計画 ②農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 ③奈良県水田収益力強化ビジョン ④奈良県野菜生産指導計画 ⑤奈良県果樹農業振興計画 ⑥奈良県花き生産指導計画 ⑦奈良県茶業生産指導計画 ⑧奈良県薬用作物生産指導計画</p>
--	--

2 基本方針

作物名	作物別、本事業で推進すべき方策	目標の設定に係る留意事項（作物共通）
<p>水稲、小麦、大豆、そば、なたね等土地利用型作物  （ただし、水稲には主食用米の他に新規需要米、加工用米を含む）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、以下の成果目標の達成に向けて、奈良県水田収益力強化ビジョンと整合する方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械作業等の集約等（農地の利用集積、農作業の受委託も含む。）による効率化を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加</li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</li> <li>○ 農産物輸出の取組について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>（イ）新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上</li> <li>○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすこと</li> </ul>	<p>産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、すべての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを確認する。</p> <p><b>【コスト削減効果の比較の考え方】</b></p> <p>① コスト削減効果の比較は、農業者の生産コストで比較。 （農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標及び評価の設定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各規模別等に農業者の生産コストを調査する。</li> <li>・調査対象農家は任意抽出し、調査の協力を求める。事業を実施する農業者は必須とし、事業を実施しない農業者にも協力を得る。</li> <li>・確定申告書、青色申告書等により調査を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 共同利用施設のみを整備する場合、集出荷・加工コスト10%削減を成果目標とすることは可能であるが、施設利用料の10%削減を成果目標とすることは不可。なお、個別農業者が利用する施設のみを整備する場合、コスト低減効果は当該個別農業者の全生産コストで比較することとする。</p> <p><b>【販売額向上効果の比較の考え方】</b></p> <p>① 単位面積当たりの販売額または所得額の増加率で比較。</p> <p>② 県が、地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大等）や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加につながると判断する場合は、総販売額または総所得額の増加率で比較可能。</p> <p>○目標及び評価の設定方法</p>
<p>野菜 （県野菜生産指導計画等で位置づける野菜）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、以下の成果目標の達成に向けて、県野菜生産指導計画等と整合する方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</li> </ul>	<p>○目標及び評価の設定方法</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト化技術、施設の導入を推進</li> <li>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性の高い品目・品種への転換を推進</li> <li>・収量および品質向上技術及び施設の導入の推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% <ul style="list-style-type: none"> <li>・イチゴの古都華、奈乃華、ならあかりへの転換</li> </ul> </li> <li>○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の削減や軽作業化に向けた機械化</li> </ul> </li> <li>○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各規模別等に農家の単位面積あたり販売額を調査する。</li> <li>・調査対象農家は任意抽出し、調査の協力を求める。事業を実施する農家は必須とし、事業を実施しない農家にも協力を得る。</li> <li>・確定申告書、青色申告書等により調査を行う。</li> <li>・調査結果をもとに、産地の単位面積当たりの販売額を算定する。</li> <li>・評価は、目標と同様の手法により、同じ農家で調査を実施する。</li> </ul> <p><b>【契約栽培率向上の比較の考え方】</b> 取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）で比較する。</p> <p><b>【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換の考え方】</b> 大手民間事業者の経営方針等の転換により、当該大手民間事業者と特定産地の販売契約率が100%から0%となり、かつ、他の実需者との新たな販売契約も見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する場合。</p> <p><b>【輸出向け出荷量又は出荷額の増加の考え方】</b></p> <p>① 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ・輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較。</p> <p>② 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ・新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、又は輸出向けの年間出荷量の増加率で比較。</p>
<p>果樹 (県果樹農業振興計画等で位置づける果樹及び柿葉)</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、以下の成果目標の達成に向けて、県果樹農業振興計画等と整合する方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能機械の導入による低コスト化を推進</li> <li>・共同選果場の機能向上による生産、集出荷の低コスト化を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同選果場の機能向上による増産および品質向上・ブランド化を推進</li> <li>・高品質果実安定生産技術の導入を推進</li> <li>・水田転換や雨よけ等簡易な栽培施設の導入等を推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</li> <li>○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上</li> </ul>	<p><b>【労働生産性の取組についての考え方】</b> 労働生産性は、販売額を労働時間で除した値とする。販売額は成果目標を「販売額の増加」とする場合と同じものとする。</p> <p>○目標及び評価の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・削減対象となる労働時間は、以下のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 直接労働時間（経営管理及び間接労働(機械修繕や集落の集会出席など)を除く農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。以下同じ。)の全て</li> <li>2) 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間</li> </ol> </li> <li>・現状値は、全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として、平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により行う。ただし、記録がない場合は、県の機関等が公表するデータを推計、その他県が定める方法によることも可能とする。</li> <li>・目標値は、現状値から10%以上向上するよう設定し、実績の把握は現状値と同一の方法(ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき行う。)により行う。</li> </ul> <p><b>【農業支援サービス事業体の利用割合についての考え方】</b> 利用割合は、農業支援サービス事業体提供するサービスを利用する(1)経営体数もしくは(2)農地面積のいずれかの項目を用いて比較する</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化および効率化を図る機械や施設の導入を推進</li> <li>○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> </ul>	
<p>花き (県花き生産指導計画等で位置づける花き)</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、以下の成果目標の達成に向けて、県花き生産指導計画と整合する方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低コスト化技術及び施設の導入を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収量及び品質向上を図る技術及び施設の導入を推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</li> <li>○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化および効率化を図る機械や施設の導入を推進</li> </ul> </li> <li>○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とする</li> </ul>	
<p>茶 (県茶業生産指導計画等で位置づける大和茶)</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、以下の成果目標の達成に向けて、県茶業生産指導計画と整合する方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械の導入による低コスト化を推進</li> <li>・ 加工施設の機能向上及び再編整備を推進</li> <li>・ 省エネ型加工施設の導入を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高級茶（覆い茶）の生産を推進</li> <li>・ てん茶加工施設の導入を推進</li> <li>・ 担い手への園地集積を推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</li> <li>○ 農産物輸出の取組について</li> </ul>	

	<p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <p>○ 労働生産性の10%以上の向上 ・省力化および効率化を図る機械や施設の導入を推進</p> <p>○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすこと</p>	
<p>薬用作物 (県薬用作物生産指導計画等で位置づける薬用作物)</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、以下の成果目標の達成に向けて、県薬用作物生産指導計画と整合する方策を実施する。</p> <p>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・管理作業の機械化を推進</p> <p>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <p>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <p>○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <p>○ 農産物輸出の取組について</p> <p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <p>○ 労働生産性の10%以上の向上 ・省力化および効率化を図る機械や施設の導入を推進</p> <p>○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすこと</p>	

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- 1 本事業の推進・指導  
事業の効果的な実施に向け、県関係課及び出先機関、市町村、JA等が連携し、推進・指導に当たるものとする。
- 2 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制  
本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で計画の内容を審査する審査体制を構築する。  
また、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の申請書の確認に際しては、各協議会の構成組織である県（県農業再生協議会の場合）又は市町村（地域農業再生協議会等の場合）、県出先機関（産地協議会の場合）に属する補助事業に精通した担当者が審査・検査を行い、取組主体からの交付申請、実績報告については、審査・検査した組織の長による意見書を付して知事に申請、報告を行うこととする。

#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

###### ① 整備事業

対象作物	取組要件
基本方針で示した作物	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知以下「交付等要綱」という。）に基づき実施するものとする。

###### ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
基本方針で示した作物	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1のIの1の要件を満たす取組を事業対象とする</li><li>○ 補助対象機械および資材について ①農業用機械の導入又はリース導入、②高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入並びに③簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃は、別添の実施方針別紙1に示したとおりとする。その事業の実施にあたっては、以下に定めるほか、交付等要綱別記2の別紙1のIの1に定めるとおりとする。<ul style="list-style-type: none"><li>・産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるものに限る。</li><li>・農業機械、資材および施設の導入に当たっては、いわゆる単純更新（同能力・同処理量のものの再導入）は助成の対象外とする。</li></ul></li></ul>

###### ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
基本方針で示した作物	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1のIの2の要件を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、地域における「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に向けた実証機械のリース導入（2年以内）とし、基本的には、本事業の実施期間内における本格導入することを前提として実施するものに限る。</li><li>○ 補助対象機械について 産地として技術実証の対象となる農業機械等のうち、助成対象とする農業機械等は別添の実施方針別紙1のとおりとする。その事業の実施に当たっては、交付等要綱別記2の別紙1のIの2に定めるとおりとし、その導入効果を定量的に説明できるものに限る。また、農業機械等のリース導入に当たっては、いわゆる単純更新（同能力・同処理量のものを再導入）は助成の対象外とする。</li><li>○ ほ場の借上経費については、奈良県農業会議が作成する事業実施時の最新の「賃借料情報」により適用する。</li></ul>

##### (2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時には、以下により取組内容及び対象経費等を確認。

(1) 整備事業（基金事業のうち整備事業及び整備事業）

- 営農計画書の写し（農業新規参入者等農業実績がない場合）
- 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- 費用対効果分析（交付等要綱共通7に基づいた様式）
- 施設の規模算定根拠
- 位置、配置図、平面図
- 施設の管理運営規程など
- 中古、古材を使用する場合、適正な耐用年数を有していることを確認できる書類
- 前年度の青色申告書（農業者の場合）
- 施設設置場所、受益地域を示した地図
- 事業の継続性が担保されていることが確認できる書類（農業者の場合）
- その他必要な書類等

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

- 申請者の規約（但し、取組主体が農業者の場合は不要）
- 営農計画書の写し（農業新規参入者等農業実績がない場合）
- 導入する機械・機器、パイプハウス等資材の利用計画
- 導入する機械・機器の能力・台数、パイプハウス等資材などの算定根拠
- 価格決定根拠資料（概算見積書）
- 導入する機械・機器のカタログ
- 位置、配置図
- 果樹等の改植実施面積が確認できる書類の写し
- リース事業者の適格性を判断できる資料
- その他必要な書類等

※機械導入は、（1）整備事業に準じた書類

2 実績報告時には、以下により取組内容及び対象経費等を確認。

(1) 整備事業（基金事業のうち整備事業及び整備事業）

- 入札関係書類（農業者等入札によりがたい場合は、3者以上の見積書）
- 契約に係る指名停止等に関する申立書（交付等要綱別記様式第2号）
- 契約書の写し
- 出来高設計書
- 納品、請求書、領収書（支払い済みの場合）など
- 現場写真
- 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類
- その他必要な書類等

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

【リース導入の確認書類】

- 導入する機械・機器の見積書（原則3者以上）
- リース導入に係る入札関係書類
- 発注書、注文請書、借受証
- リース契約書の写し
- リース導入した機械・機器の写真
- 納品、請求書、領収書（支払い済みの場合）など
- 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類
- その他必要な書類等

※機械導入は、（1）整備事業に準じた書類

【資材購入の確認書類】

- 見積書（原則3者以上）
- 発注書（売買契約書）
- 納品、請求書、領収書（支払い済みの場合）など
- 導入したことがわかる写真
- 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類
- その他必要な書類等

## 6 取組主体助成金の交付方法

- 県は、事業実施の諸条件を満たし、予算額が適正で成果目標の達成可能な要望について交付等要綱の共通6の採択基準に基づきポイント付けを行う。  
なお、基金事業については、基金管理団体から県に配分された予算以上の要望があった場合、上記に従ってポイント付けを行った後、ポイントの高いものから予算の範囲内で採択を行う。
- 取組主体助成金の交付については、「奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱」に定める。  
なお、整備事業に係る助成金については、地域の事業は県が直接交付し、地域の事業以外は、原則市町村を通じた交付とする。  
整備事業以外の事業に係る助成金については、地域農業再生協議会等の構成組織である市町村等が責任をもって事業完了に係る審査・検査等を確実に実施することとし、県から取組主体等に対して直接交付する。
- 取組主体（受益者）が複数の市町村にまたがる産地パワーアップ計画については、計画に参画する取組主体数（同数の場合は、取組面積）が最も多い地域農業再生協議会が代表（代表協議会）となり、関係する地域農業再生協議会及び市町村と連携をとって提出する。  
また、地域農業再生協議会がない村での取組、県全体の広域的な取組及び県が取組主体となる取組については、県農業再生協議会が主体となって計画を提出することができる。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 取組主体は、本事業の交付等要綱、奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。
- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）は以下のとおり。
    - ① 施設、設備の整備に当たっては、交付等要綱の共通1の上限事業費を上限とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
    - ② 事業実施に当たっては原則、一般競争入札に付することとし、その手法等については「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に準じるものとする。
    - ③ リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積もり合わせ等の方法で実施することとする。
    - ④ リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、年間3千万円以上のリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有する者から選定することとする。
  - 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。
    - ① 施設、設備の整備に当たっては、過去の類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
    - ② 事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。
  - 事業要件を満たさないことが判明した場合は、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第8条により、県を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。
  - 補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額の返納について  
各取組主体について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各取組主体に係る部分については、この限りではない。
  - 財産の管理等について
    - ① 本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るようにしなければならない。
    - ② 取組主体が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第13条により、その全部又は一部を納付させることがある。
  - 財産処分の制限について
    - ① 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年8月27日法律第179号）」第22条に準じて、取得財産等について、その交付を受けた市町村長または知事の承認を受けず、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
    - ② 取得財産等のうち、①の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第13条第4号の規定および機械・機器整備に対する助成対象の範囲を勘案し、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
    - ③ 前項の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。
    - ④ 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめその交付を受けた市町村長又は知事の承認を受けなければならない。
    - ⑤ ④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととする。
    - ⑥ 市町村長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

## 8 その他

- 本実施方針にいう「産地」（産地パワーアップ計画の対象とする範囲）とは、一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲とし、一定のまとまりとは、地域の出荷組織なども含む範囲とし、産地パワーアップ計画を作成する主体が設定する。
- 産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、すべての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標設定に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により同じ農家等を対象として調査を実施する。
- 奈良県内に実績のない新規作物、栽培方法、技術・機械導入等リスクが高い取組については、取組主体が属する市町村を管轄する農林・農業振興事務所や農業研究開発センター等の意見を聴取し、取組の適否を事前に十分に検討すること。

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

<p>近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。 このため、本県農業について、右記の各種の方針・計画と整合させつつ、産地の生産基盤強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を、県、市町村、地域農業再生協議会等の関係機関が一体となり総合的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①奈良県農業振興地域整備基本計画</li> <li>②農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針</li> <li>③奈良県水田収益力強化ビジョン</li> <li>④奈良県野菜生産指導計画</li> <li>⑤奈良県果樹農業振興計画</li> <li>⑥奈良県花き生産指導計画</li> <li>⑦奈良県茶業生産指導計画</li> <li>⑧奈良県薬用作物生産指導計画</li> </ul>
--	--

2 基本方針

作物名	
<p>水稲、小麦、大豆、そば、なたね等土地利用型作物 （ただし、水稲には主食用米の他に新規需要米、加工用米を含む）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、奈良県水田収益力強化ビジョン等と整合する取組を実施することにより、生産基盤の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産地の総販売額又は総作付面積の維持又は増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・普及の取組</li> </ul> </li> <li>○各取組主体においては、産地の成果目標の達成のため、以下のいずれかの取組目標の達成に向けて取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加</li> <li>② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加</li> <li>③ 生産コストの低減</li> <li>④ 労働生産性の向上</li> <li>⑤ 契約販売率の増加</li> </ul> </li> </ul>
<p>野菜</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、奈良県野菜生産指導計画等と整合する取組を実施することにより、生産基盤の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産地の総販売額又は総作付面積の維持又は増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウスの再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・普及に向けた取組</li> </ul> </li> <li>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、以下のいずれかの目標の達成に向けて取り組む</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加</li> <li>② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加</li> <li>③ 生産コストの低減</li> <li>④ 労働生産性の向上</li> <li>⑤ 契約販売率の増加</li> </ul>
果樹	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、奈良県果樹農業振興計画等と整合する取組を実施することにより、生産基盤の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産地の総販売額又は総作付面積の維持又は増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウスの再整備・改修</li> <li>・果樹園の再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・普及に向けた取組</li> </ul> </li> <li>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、以下のいずれかの目標の達成に向けて取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加</li> <li>② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加</li> <li>③ 生産コストの低減</li> <li>④ 労働生産性の向上</li> <li>⑤ 契約販売率の増加</li> </ul> </li> </ul>
花き	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、奈良県花き生産指導計画等と整合する取組を実施することにより、生産基盤の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産地の総販売額又は総作付面積の維持又は増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウスの再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・普及に向けた取組</li> </ul> </li> <li>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、以下のいずれかの目標の達成に向けて取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加</li> <li>② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加</li> <li>③ 生産コストの低減</li> <li>④ 労働生産性の向上</li> <li>⑤ 契約販売率の増加</li> </ul> </li> </ul>

茶	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、奈良県茶業生産指導計画等と整合する取組を実施することにより、生産基盤の強化を図る。</p> <p>○産地の総販売額又は総作付面積の維持又は増加に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶園の再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・普及に向けた取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、以下のいずれかの目標の達成に向けて取り組む</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加</li> <li>② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加</li> <li>③ 生産コストの低減</li> <li>④ 労働生産性の向上</li> <li>⑤ 契約販売率の増加</li> </ol>
薬用作物	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、奈良県薬用作物生産指導計画等と整合する取組を実施することにより、生産基盤の強化を図る。</p> <p>○産地の総販売額又は総作付面積の維持又は増加に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・普及に向けた取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、以下のいずれかの目標の達成に向けて取り組む</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加</li> <li>② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加</li> <li>③ 生産コストの低減</li> <li>④ 労働生産性の向上</li> <li>⑤ 契約販売率の増加</li> </ol>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>1 本事業の推進・指導 事業の効果的な実施に向け、県関係課及び出先機関、市町村、JA等が連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>2 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で計画の内容を事前審査する体制を構築する。 また、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の申請書の確認に際しては、各協議会の構成組織である県（県農業再生協議会の場合）又は市町村（地域農業再生協議会等の場合）、県出先機関（産地協議会の場合）に属する補助事業に精通した担当者が審査・検査を行い、取組主体からの交付申請、実績報告については、審査・検査した組織の長による意見書を付して知事に申請、報告を行うこととする。</p>
--

#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

##### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜、果樹、花き	交付等要綱の別記2の別紙2のIの1の要件を満たす取組とする。  ○補助対象機械及び資材について ・農業機械、資材および施設の導入に当たっては、成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるものに限る。

##### ② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹、茶	交付等要綱の別記2の別紙2のIの2の要件を満たす取組とする。  ○果樹の改植等を行う場合の対象品目・品種 ・実施方針別紙1に定めるもののほか、果樹産地構造改革計画に位置付けられた品目及び品種を対象とする  ○茶の改植等を行う場合の対象品目・品種 ・植え替えを行う茶樹と同等以上の優良品種系統等とする

##### ③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
共通	交付等要綱の別記2の別紙2のIの3の要件を満たす取組とする。  ○補助対象機械及び資材について ・農業機械、資材および施設の導入に当たっては、成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるものに限る。

##### ④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
共通	交付等要綱の別記2の別紙2のIの4の要件を満たす取組とする。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
共通	交付等要綱の別記2の別紙2のIの5の要件を満たす取組とする。  ○補助対象機械及び資材について ・農業機械、資材および施設の導入に当たっては、成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるものに限る。技術実証は、栽培管理や労務管理等の技術のうち、産地において次世代に継承していくことを前提としたものとする。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時には、以下により取組内容及び対象経費等を確認。

(1) 整備事業（基金事業のうち整備事業及び整備事業）

- 継承計画又は実証計画
- 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- 費用対効果分析（交付等要綱共通7に基づいた様式）
- 施設の規模算定根拠
- 位置、配置図、平面図
- 既存施設の写真
- 中古、古材を使用する場合、適正な耐用年数を有していることを確認できる書類
- 前年度の青色申告書（農業者の場合）
- その他必要な書類等

(2) 基金事業

- 申請者の規約（但し、取組主体が農業者の場合は不要）
- 継承計画又は実証計画
- 導入する機械・機器、パイプハウス等資材の利用計画
- 導入する機械・機器の能力・台数、パイプハウス等資材などの算定根拠
- 価格決定根拠資料（概算見積書）
- 導入する機械・機器のカタログ
- 位置、配置図
- 既存施設の写真
- 果樹等の改植実施面積が確認できる書類の写し
- リース事業者の適格性を判断できる資料
- その他必要な書類等

※機械導入は、（1）整備事業に準じた書類

2 実績報告時には、以下により取組内容及び対象経費等を確認。

(1) 整備事業（基金事業のうち整備事業及び整備事業）

- 入札関係書類（農業者等入札によりがたい場合は、3者以上の見積書）
- 契約に係る指名停止等に関する申立書（交付等要綱別記様式第2号）
- 契約書の写し
- 出来高設計書
- 納品、請求書、領収書（支払い済みの場合）など
- 現場写真
- 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類
- その他必要な書類等

(2) 基金事業

【リース導入の場合の確認書類】

- 導入する機械・機器の見積書（原則3者以上）
- リース導入に係る入札関係書類
- 発注書、注文請書、借受証
- リース契約書の写し
- リース導入した機械・機器の写真
- 納品、請求書、領収書（支払い済みの場合）など
- 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類
- その他必要な書類等

【資材、果樹等の改植の確認書類】

- 見積書（原則3者以上）
- 発注書（売買契約書）
- 納品、請求書、領収書（支払い済みの場合）など
- 導入したことがわかる写真
- 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類
- その他必要な書類等

※機械導入は、（1）整備事業に準じた書類

## 6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

産地パワーアップ計画の認定について、以下の①～③の合計ポイントが高い順から優先順位を付ける

① 成果目標 総販売額又は総作付面積の増加率	現状維持	1 ポイント	
	5%までの増加	3 ポイント	
	10%以上の増加	5 ポイント	
② 取組主体数	取組主体数=ポイント数		
③ 取り組む品目	リーディング品目※を含む	5 ポイント	※カキ、イチゴ、菊、茶

## 7 取組主体助成金の交付方法

- 取組主体助成金の交付については、「奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱」に定める。  
 なお、整備事業に係る助成金については、地域の事業は県が直接交付し、地域の事業以外は、原則市町村を通じた交付とする。  
 基金事業に係る助成金については、地域農業再生協議会等の構成組織である市町村等が責任をもって事業完了に係る審査・検査等を確実に実施することとし、県から取組主体等に対して直接交付する。
- 取組主体（受益者）が複数の市町村にまたがる産地パワーアップ計画については、計画に参画する取組主体数（同数の場合は、取組面積）が最も多い地域農業再生協議会が代表（代表協議会）となり、関係する地域農業再生協議会及び市町村と連携をとって提出する。  
 また、地域農業再生協議会がない村での取組、県全体の広域的な取組及び県が取組主体となる取組については、県農業再生協議会が主体となって計画を提出することができる。

## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の交付等要綱、奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）は以下のとおり。
  - ① 施設、設備の整備に当たっては、交付等要綱の共通1の上限事業費を上限とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
  - ② 事業実施に当たっては原則、一般競争入札に付することとし、その手法等については「強い農業総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に準じるものとする。
  - ③ リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積もり合わせ等の方法で実施することとする。
  - ④ リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、年間3千万円以上のリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有する者から選定することとする。
- 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。
  - ① 施設、設備の整備に当たっては、過去の類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
  - ② 事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。
- 事業要件を満たさないことが判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

- 補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額の返納について  
各取組主体について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各取組主体に係る部分については、この限りではない。
- 財産の管理等について
  - ① 本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るようにしなければならない。
  - ② 取組主体が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第13条により、その全部又は一部を納付させることがある。
- 財産処分の制限について
  - ① 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年8月27日法律第179号）」第22条に準じて、取得財産等について、その交付を受けた市町村長または知事の承認を受けずに、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
  - ② 取得財産等のうち、①の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第13条第4号の規定および機械・機器整備に対する助成対象の範囲を勘案し、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
  - ③ 前項の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。
  - ④ 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめその交付を受けた市町村長又は知事の承認を受けなければならない。
  - ⑤ ④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととする。
  - ⑥ 市町村長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

## 9 その他

- 産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、すべての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標設定に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により同じ農家等を対象として調査を実施する。
- 奈良県内に実績のない新規作物、栽培方法、技術・機械導入等リスクが高い取組については、取組主体が属する市町村を管轄する農林・農業振興事務所や農業研究開発センター等の意見を聴取し、取組の適否を事前に十分に検討すること。

### Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

#### 1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

#### 2 基本方針

奈良県は、県北部の大和平野地域では水稻をベースに野菜、花き等の収益性の高い園芸作物、南部の五條吉野地域では柿等の果樹、東部の大和高原地域では夏季冷涼な気候を活かした茶や高原野菜が栽培されている。小規模で兼業率が高い稲作や、集約的な施設園芸が盛んな本県においては、堆肥等を使用した土づくりが十分にされていない。また、園地が広い果樹経営においては、堆肥等の活用による土づくりは重労働であり、取組が難しい現状がある。堆肥等の実証的な活用を行い全県的な土づくりに繋げていくことで健全な地力に支えられた持続性の高い奈良県農業を目指す。

#### 3 本事業の推進・指導方針・体制

##### 1 本事業の推進・指導

事業の効果的な実施に向け、県関係課及び出先機関、市町村、JA等が連携し、推進・指導に当たるものとする。

##### 2 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で計画の内容を事前審査する体制を構築する。  
また、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の申請書の確認に際しては、各協議会の構成組織である県（県農業再生協議会の場合）又は市町村（地域農業再生協議会等の場合）、県出先機関（産地協議会の場合）に属する補助事業に精通した担当者が審査・検査を行い、取組主体からの交付申請、実績報告については、審査・検査した組織の長による意見書を付して知事に申請、報告を行うこととする。

#### 4 取組要件

交付等要綱 別記2別紙2のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

##### (1) 土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

対象地域は、県内全域とする。対象の作物については、奈良県持続農業導入指針に位置付けられた作物とする。

##### (2) 活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針

対象とする堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき特殊肥料として届出された堆肥とする。堆肥の施用量は、地力増進法に基づく地力増進基本指針や県の農作物の施肥基準をもとに、地域の気象条件、土壌条件および栽培作物等を踏まえて設定するものとし、実証前の土壌分析結果に基づき増減できるものとする。

##### (3) 堆肥等の実証的な使用による土づくりを行うほ場の選定方針

堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下が見られるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果等に基づき選定する。

##### (4) 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施

土壌等の分析は、実証ほ場の選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとする。なお、成果目標とする分析項目は、現地の実態（地目、土壌の種類・状態、作物）に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定する。

##### (5) 堆肥中のクロピラリドによる生育障害の防止への対応について

家畜由来堆肥を利用する場合は、取組作物によってはクロピラリドにより生育障害が発生する可能性があるため、原材料に関する情報（家畜の種類や輸入飼料を給与しているかどうか等）を堆肥の製造者および販売者に確認し、適切に対応するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- 計画申請時  
堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、成果目標（現状値）の算出根拠となる資料、見積書等により確認する。
- 実績報告時  
堆肥等の施用を行ったほ場の位置図、散布後かつ鋤込み前の写真、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績が記載された書類、土壌分析の結果等により確認する。

## 6 取組主体助成金の交付方法

- 取組主体助成金の交付については、「奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱」に定める。基金事業に係る助成金については、地域農業再生協議会等の構成組織である市町村等が責任をもって事業完了に係る審査・検査等を確実に実施することとし、県から取組主体等に対して直接交付する。
- 取組主体（受益者）が複数の市町村にまたがる産地パワーアップ計画については、計画に参画する取組主体数（同数の場合は、取組面積）が最も多い地域農業再生協議会が代表（代表協議会）となり、関係する地域農業再生協議会及び市町村と連携をとって提出する。  
また、地域農業再生協議会がない村での取組、県全体の広域的な取組及び県が取組主体となる取組については、県農業再生協議会が主体となって計画を提出することができる。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めることとする。

## 8 その他

実施方針別紙 1

①本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な農業機械の導入及びリース対象（収益性向上対策）

対象作物	補助対象とする機械（導入、リース）
基本方針で示した作物	<p>対象作物を生産するための耕耘、整地、耕土改良、施肥、防除、播種、育苗、移植、栽培管理、収穫、乾燥、調製等に必要な機械・機器</p> <p>※リースで導入する機械・機器の規格等については、導入機械の負担可能面積を算出し、負担可能面積（量）と比較して適正なものであることが確認できる資料を添付すること</p>

②本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な生産資材の購入（収益性向上対策）

対象作物	補助対象とする生産資材等
基本方針で示した作物	<p>高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材</p> <p>※パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。</p>
	<p>簡易な補助暗きょ（弾丸暗きょ）、明きょの作業労賃</p>

③果樹の改植（同一品種）の対象品目および品種、その選定理由（生産基盤強化対策）

対象品種の要件である「競争力のある品種」は、次のいずれかに当てはまる場合とする。

- ① 現在、本県から輸出が行われている品種（品種名を示して輸出先で販売されているかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。）
- ② 本県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
- ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積のおおむね5%以上）あり、かつ、本県において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積のおおむね1割以上）を占める主要品種であること

上記の①～③のいずれかに該当する品種で県内での栽培を振興するもの

対象品目	対象品種	「競争力のある品種」の要件			選定理由
		①	②	③	
かき	富有	○		○	県栽培面積の約50%を占める甘柿の主要品種。老木園の割合が高い。
	刀根早生	○		○	本県渋柿の主要品種で、今後輸出の拡大が見込まれる。
	平核無	○		○	刀根早生と富有をつなぐ中生品種として今後も需要が見込まれる。
	松本早生富有	○		○	同上
うめ	白加賀			○	本県において栽培面積が最も多い品種である。
	南高			○	県栽培面積の約20%を占め、品種のブランド力が高い。
なし	二十世紀			○	主産地の大淀町における主要品種である。
	幸水			○	主産地の斑鳩町における主要品種である。
	豊水			○	同上
ぶどう	デラウェア			○	小粒種ぶどうの代表品種で、今後も需要が見込まれる。
	巨峰			○	大粒種ぶどうの代表品種で、今後も需要が見込まれる。
くり	銀寄			○	県栽培面積の約60%を占める晩生の主要品種である。
	筑波			○	中生の主要品種
	丹沢			○	早生の主要品種
うんしゅうみかん	興津早生			○	県栽培面積の約40%を占める早生うんしゅうの主要品種である。
いちじく	横井ドーフィン			○	県栽培面積のほぼ全てを占めており、今後も需要が見込まれる。
もも	白鳳			○	県栽培面積の約40%を占める中生の主要品種である。
	清水白桃			○	県栽培面積の約30%を占める晩生の主要品種である。
すもも	大石早生			○	早生の主要品種
	ソルダム			○	晩生の主要品種
	サンタローザ			○	中生の主要品種
キウイフルーツ	ハイワード			○	県栽培面積のほぼ全てを占めており、今後も需要が見込まれる。
おうとう	佐藤錦			○	本県の主要品種
	高砂			○	本県の主要品種